

大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和8年3月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆ その他

	要望者区分	市民
要望日	令和8年2月4日（水曜日）3件 令和8年2月7日（土曜日）1件 令和8年2月8日（日曜日）2件 令和8年2月12日（木曜日）2件 計8件	回答日 令和8年3月3日（火曜日） 令和8年3月9日（月曜日） 令和8年3月11日（水曜日）
標 題	要望等記録で扱って下さい	
要望等の概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年7月の淀川区役所職員の対応等に関する申し出について、平成28年8月25日付け淀川区役所政策企画課長名の文書において、対応済みである旨が記載されているが同意していないので対応済みではない。 	
対応方針の概要	<p>申出日ごとに要望等に対する回答書を作成し、それぞれ送付をしました。</p> <p>【回答書の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> いただきました要望等につきましては、これまでいただいた要望等への回答文書でもお伝えさせていただいているとおり、既にお送りしている平成28年8月25日付けの淀川区役所政策企画課長名の文書で淀川区役所としてすでに対応済みと判断している件に関するものであり、さらなる対応のお求めはお受けすることが出来ません。 なお、すでに送付させていただいた回答書の一部は、受け取りを拒否する旨が記載されたメモを貼付のうえ、返戻されており、お受け取りいただけませんでした。 そのほかの区役所の通常業務に関するお申し出やお問い合わせにつきましては、引き続き他の市民のみなさまと同様に最大限誠意を持った対応や回答をさせていただきますのでご安心いただいて必要な手続きの担当窓口までお申し付けください。 <p>【参考】平成28年8月25日付け淀川区役所政策企画課長名文書の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの淀川区の職員の言葉遣い等により、ご不快な思いをさせてしまったことに対して心からお詫び申し上げます。いただいたご意見については、淀川区役所内で共有し、お客様の立場に立った親切で丁寧な応対を行うよう、指導や研修等を行っています。 ご指摘をいただいた職員については、該当職員の上司や人事担当より指導いたしました。 また、これまで淀川区役所の各部署へいただいたご意見への対応についても、申出人様にご納得されていないとお話はうかがっておりますが、淀川区としては全て対応済みであると判断しているため、本回答を以て最終の回答とさせていただきます。 	

	<ul style="list-style-type: none">・ 本件に関するさらなる対応のお求めはお受けすることが出来ませんが、淀川区役所の通常業務での対応についてはこれまで同様に最大限誠意を持った対応をさせていただきますので、ご安心いただいて必要な手続きの担当窓口までお申し付けください。		
担当部署	淀川区役所 政策企画課	電話	06-6308-9683